

福岡県医第1748号(地)

平成20年11月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

償却資産税制改正周知リーフレットについて

標記の件につきまして、財団法人資産評価システム研究センターより日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成20年度税制改正において、償却資産の耐用年数として用いる「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が改正されたことから、平成21年度以後の償却資産の申告においては、改正後の耐用年数を申告する必要性が生じていますが、現状では、この点について所有者の方々に十分周知されていない状況にあることから、申告における注意事項を周知することを目的に同センターにおいてリーフレットが作成されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは、同センターのホームページ(トップページ > 速報コーナー > 償 却 資 産 税 制 改 正 周 知 リ ー フ レ ッ ト、
http://www.recpas.jp/20081020kakutei_hannshita.pdf)よりダウンロードできます。

小郡三井医師会より

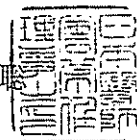
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



年税 第 42 号
平成 20 年 11 月 11 日

都道府県医師会
税制担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 今村 聡



償却資産税制改正周知リーフレットについて

今般、財団法人資産評価システム研究センターより、別添の通り、償却資産税制改正周知リーフレット周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該リーフレットは、財団法人資産評価システム研究センターのホームページ（トップページ > 速報コーナー > 償却資産税制改正周知リーフレット、http://www.recpas.jp/20081020kakutei_hannshita.pdf）より、ダウンロードできます。



資 評 研 発 第 175 号
平成 20 年 11 月 4 日

日本医師会 御中

財団法人 資産評価システム研究センター
理事兼事務局長 北谷 富士雄
(公 印 省 略)

償却資産税制改正周知リーフレットの配布について（協力方依頼）

当資産評価システム研究センターは、資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究を行い、国や地方公共団体の行う諸施策の推進に寄与することを目的として、昭和 53 年 5 月 1 日に設立され、全地方公共団体に会員として参加いただいている財団法人です。

さて、市町村が課税を行う固定資産税のうち、償却資産につきましては、その取得価額や数量、耐用年数等について、毎年、所有者の方々が申告することとされていますが、平成 20 年度税制改正において、償却資産の耐用年数として用いる「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が改正されたことから、平成 21 年度以後の償却資産の申告においては、改正後の耐用年数を申告する必要が生じています。しかしながら、現状では、この点について所有者の方々に十分周知されていない状況にあると考えています。

そこで、この度、当評価センターでは、総務省自治税務局の後援を得て、固定資産税の償却資産について、平成 21 年度以後の償却資産の申告における注意事項を周知することを目的に、「償却資産税制改正周知リーフレット」（別添）を作成し、全地方公共団体に提供することとしました。

つきましては、貴団体においても本リーフレットの活用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

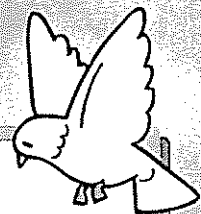
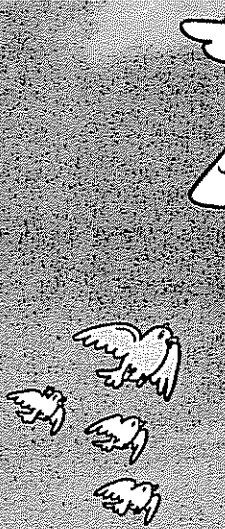
追伸：本リーフレットは、主として中小企業関連の団体について送付させていただきます。

担当

企画研修部 落合

T E L 03-5404-7781

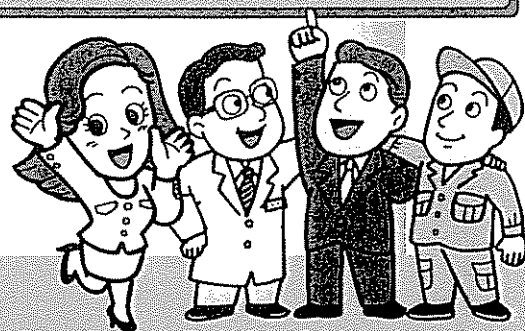
F A X 03-5404-2631



償却資産(固定資産税)の 耐用年数が変わりました!



平成20年度の税制改正で、
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が
改正され、
機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、
耐用年数の変更が行われました。



平成21年度分の
償却資産(固定資産税)の申告から、
改正後の耐用年数を用いることになります。

償却資産(固定資産税)の申告にあたり
ご注意いただきたい点を
裏面に記載しておりますので、必ずご覧ください。

償却資産(固定資産税)の申告にあたっての注意点

- 改正後の耐用年数は、過去に申告いただいた償却資産も含めて、毎年1月1日において所有するすべての償却資産に適用されます。
- 償却資産の評価は、原則として、前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされていますので、平成21年度の評価額計算は、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価を考慮して計算することになります。資産の取得時に遡って再計算するものではありません。
- 評価額計算の具体例は、次のとおりです。

〈前提条件〉 ・資産区分：別表第二「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年
 ※改正前は「旧275 自動車製造設備」の10年
 ・平成17年4月に上記設備を10,000,000円で取得

評価額 = 取得価額(前年度評価額) × 減価残存率※

年 度	取得価額 前年度評価額	減価残存率	評価額
平成18年度	¥10,000,000	0.897	¥8,970,000
平成19年度	¥ 8,970,000	0.794	¥7,122,180
平成20年度	¥ 7,122,180	0.794	¥5,655,010
平成21年度	¥ 5,655,010	0.774	¥4,376,977
平成22年度	¥ 4,376,977	0.774	¥3,387,780
⋮	⋮	⋮	⋮

耐用 年数	減価残存率	
	前 年 中 取得の場合	前 年 前 取得の場合
⋮	⋮	⋮
9	0.887	0.774
10	0.897	0.794
⋮	⋮	⋮

※減価残存率は耐用年数、資産の取得時期によって異なります。

- 全資産申告(企業電算申告)を行っている場合、ご利用のシステムの計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。
- 毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区別できるよう、種類別明細書の摘要欄にその旨の記載(例えば「省令改正による変更」等)をお願いします。
- 耐用年数省令の改正により耐用年数が改正された資産は、次のようなものがあります。

〈例 示〉 ●厨房設備……………9年 ➡ 8年
 ●自動車製造設備……………10年 ➡ 9年
 ●デジタル印刷システム設備……………10年 ➡ 4年
 ●クリーニング設備……………7年 ➡ 13年 等

- ある機械及び装置が改正後のどの資産区分に該当するかなど、耐用年数の取扱いについてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する市町村までお問い合わせください。

お問い合わせ先